

公益社団法人長崎県看護協会選挙規程

第1章 総則

(目的)

第1条 本規程は、公益社団法人長崎県看護協会(以下「本協会」という。)定款施行細則第10条の規定に基づき、本協会の理事、監事、選挙管理委員、推薦委員、日本看護協会代議員及び予備代議員(以下「役員等」という。)等の選挙を公正かつ適正に行うために、必要な事項を定める。

第2章 選挙管理

(選挙事務の管理)

第2条 選挙事務は、選挙管理委員会が管理、運営をする。

2 選挙管理委員会は必要に応じ、その事務補助を事務局職員に委嘱することができる。

(選挙管理委員会の構成)

第3条 選挙管理委員会は、総会において選任された9名の選挙管理委員をもって構成する。本協会の役員及び推薦委員会委員は選挙管理委員になることができない。

第4条 選挙管理委員会の委員長を選出は、選挙管理委員の互選によって決する。

第5条 選挙管理委員会は選挙管理委員会委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

第6条 選挙管理委員会の議事は、出席選挙管理委員の過半数で決し、可否同数の場合は選挙管理委員長の決するところによる。

第7条 選挙管理委員会は、次の職務を行う。

- (1) 選挙の公示に関すること
- (2) 選挙に関する啓発・周知に関すること
- (3) 立候補届出の受理に関すること
- (4) 推薦委員会からの推薦名簿の受理に関すること
- (5) 候補者の氏名公表に関すること
- (6) 投票及び開票に関すること
- (7) 当選人の確定に関すること
- (8) 総会議長への当選人の報告に関すること
- (9) 選挙結果の公示に関すること
- (10) 選挙に関する異議(審査)申し立てに関すること
- (11) その他選挙事務に必要な事項(選挙管理委員の選任)

第8条 選挙管理委員は、当該選挙の候補者又はその推薦届出人以外の会員の中から、総会において半数ずつを毎年交互に選出し、会長が委嘱する。

(選挙管理委員の解任)

第9条 会長は、選挙管理委員が次の各号の一に該当するに至った場合は、理事会の同意を得てその選挙管理委員を解任することができる。

- (1) 選挙管理委員が当該選挙の候補者又はその推薦届出人となった場合
- (2) 心身の故障のため、職務を遂行することができなくなった場合

(3) 職務上の義務に違反し、その選挙管理委員たるにふさわしくない行為があった場合

(選挙管理委員の任期)

第 10 条 選挙管理委員の任期は、任命された日から2年間とする。但し、選挙管理委員に欠員が生じた場合は、翌年の総会において正会員の中から欠員補充の選挙管理委員として選任する。欠員補充により選任された選挙管理委員の任期は前任者の残任期間とする。

第3章 選挙の公示

(公示)

第 11 条 選挙管理委員会は、選挙に関する次の事項を、選挙の期日の少なくとも4カ月前に公示しなければならない。

- (1) 選挙する役員等の種類及び選挙すべき定数
- (2) 選挙の期日及び場所
- (3) 立候補届出期間
- (4) その他必要と認めた事項

第 12 条 会長は、総会において選任を必要とする役員及び選挙管理委員、推薦委員並びに日本看護協会代議員及び予備代議員の数を確認し、選挙管理委員会及び推薦委員会に明示する。

第4章 選挙権者及び被選挙権者

(選挙権者)

第 13 条 選挙権者は、選挙の行われる総会に出席している正会員とする。

(被選挙権者)

第 14 条 被選挙権者は、次の者とする。

- (1) 立候補した者
- (2) 推薦委員会から候補者として推薦を受けた者

第5章 役員等の立候補及び推薦届出

(立候補届出)

第 15 条 役員等に立候補しようとする者は、第 11 条により公示された届出期間内に正会員 10 名以上の推薦を受けて、文書でその旨を選挙管理委員会に届出なければならない。

(推薦届出)

第 16 条 正会員が他の正会員を役員等の候補者として推薦しようとするときは、正会員 10 名以上の推薦名簿と候補者として推薦する本人の承諾書を添えて、推薦届出期間中に推薦委員会あてに、推薦届出書を提出しなければならない。

- 2 推薦委員会は、同一職について選挙定数以上の役員等候補者を推薦するものとし、その推薦名簿を立候補届出期間終了後1か月までに、選挙管理委員会あてに、提出しなければならない。

(届出書及び添付書類)

第 17 条 役員等に立候補するものは、立候補届(様式 1)に、候補者の経歴表(様式 2)、推薦者名簿(様式 3)を添付し、選挙管理委員会に提出しなければならない。

- 2 役員等を推薦するものは、推薦届出書(様式 4)に、被推薦候補者の承諾書(様式 5)、被推薦候補者の経歴表(様式 2)、推薦者名簿(様式 3)を添付し、推薦委員会に提出しなければならない。

らない。

第6章 役員等の候補辞退及び推薦取り下げ

(候補辞退及び推薦取り下げ)

第18条 立候補者は、当該選挙が行われるまでに、候補辞退届出書(様式6)により選挙管理委員会に届出て、その候補者たることを辞することができる。

2 推薦届出者は、前項の例により被推薦者の承諾を得て、その推薦取り下げ書(様式7)により推薦届出を取り下げることができる。

(候補辞退届出書等の記載事項)

第19条 前条の規定による候補辞退届出書(様式6)には、候補者の氏名、住所を記載しなければならない。

2 前条の規定による推薦取り下げ書(様式7)には、被推薦者の氏名及び、住所を記載するとともに、推薦者名簿(様式3)及び被推薦者の承諾書(様式5)を添付しなければならない。

第7章 選挙の方法

第20条 選挙管理委員会は、立候補届出及び推薦名簿提出の締め切り後、役員等の種別ごとに整理し候補者名簿一覧表を作成する。候補者名簿一覧表における候補者氏名の記載順序は選挙管理委員長がくじで決定した順に配列記載する。

2 選挙管理委員長は、前項により作成した候補者名簿一覧表を、選挙30日前までに会員に公表しなければならない。

(選挙立会・開票管理の職務)

第21条 選挙の立会・開票管理に携わる選挙管理委員は、次の職務を行う。

- (1) 正会員を確認する。
- (2) 投票用紙を配布する。
- (3) 投票開始前に投票箱を点検し、不正がないことを2人以上の正会員に確認させる。
- (4) 投票に立ち会って、選挙に不正のないことを監視する。
- (5) 投票終了後、投票もれのないことを確認し投票箱をその場で封印し所定の場所に保管する。
- (6) 開票業務に関すること。

ア 選挙の立会・開票管理に携わる選挙管理委員は開票場への選挙管理委員以外の立ち入りを厳禁する。

イ 投票総数を確認する。

ウ 有効投票と無効投票の分類を行う。

エ 役員、選挙管理委員、推薦委員、日本看護協会代議員及び予備代議員ごとに集計を行う。

オ 集計後、投票用紙は集計種目別に保管できるよう取り纏める。

(7) 集計結果を一覧表にして選挙管理委員長に提出する。

第8章 投票と開票

(出席正会員数の確認)

第22条 議長は、選挙開始宣言に先立ち出席正会員数を確認しなければならない。出席正会員数の確認後、出席正会員の入退席は禁止する。

(投票形式)

第23条 選挙は、すべて投票をもって行う。投票の方法は選挙すべき役員、選挙管理委員、推薦委員、日本看護協会代議員及び予備代議員の員数に応じ単記投票又は連記投票とする。但し、投票は無記名とする。

- 2 委任状による投票は認めない。
- 3 候補者が定数を超えないときは、投票は行わず議長が当該候補者をもって、当選人と決定する。

(投票時間)

第 24 条 選挙管理委員会は、投票の開始及び終了の時間を定める。

(投票用紙)

第 25 条 投票用紙は、選挙管理委員会が定めた投票用紙によるものとする。

(無効投票)

第 26 条 次の投票は無効とする。

- (1) 正規の用紙を用いないもの
- (2) 候補者でないものの氏名を記載したもの
- (3) 単記投票の場合に 2 名以上の候補者の氏名を記載したもの
- (4) 連記投票の場合に定数を超過して記載したもの
- (5) 候補者の何びとを記載したかを確認し難いもの
- (6) 連記投票の場合、同一候補者の氏名を 2 つ以上記載したもの

(選挙の成立)

第 27 条 投票総数のうち半数以上が有効投票でなければ選挙は成立しない。

(投票の効力)

第 28 条 投票の効力は、選挙の立会・開票管理に携わる選挙管理委員の意見を聞き、選挙管理委員長が決定する。

(開票)

第 29 条 開票管理に携わる選挙管理委員は、選挙の立会いに携わった選挙管理委員の立会いのう
え投票箱を開く。

- 2 開票管理に携わる選挙管理委員は、選挙の立会いに携わった選挙管理委員とともに投票を点検し、その点検が終わったときは、直ちにその結果と経過を記録した選挙録を作成し、選挙管理委員長に提出する。
- 3 選挙管理委員長は選挙録を確認した後、選挙録に開票管理に携わった選挙管理委員及び選挙の立会いに携わった選挙管理委員全員並びに選挙管理委員長が、署名し議長に提出する。

(当選人)

第 30 条 当選人は、有効投票の得票数の多い順に定数枠に達するまでをもって当選人とする。但し、得票数が同じである時は、選挙管理委員長がくじで決定する。

(選挙結果の報告)

第 31 条 議長は、選挙規程第 30 条の規定に基づき当選人が決定したときは、速やかに当選人の氏名及び得票数、その他選挙における各候補の得票数、その他必要な事項を総会出席会員へ報告するものとする。

(当選者への当選決定通知)

第 32 条 選挙管理委員長は、選挙規程第 31 条の規定により当選人の決定報告を受けたときは、速やかに当選人の旨を通知し、かつ、当選人の氏名を告示しなければならない。

(当選者証書の交付)

第 33 条 選挙管理委員長は、当選人に対して、当選者証書を交付しなければならない。

(当選人の任期の起算)

第 34 条 当選人の任期の起算は、その選挙の行われた総会終了後からとする。

(選挙の疑義)

第 35 条 選挙に関する疑義は、当選人の決定の日から 10 日以内に、文書をもって選挙管理委員会に対して異議を申し出ることができる。

(規程の変更)

第 36 条 この規程の変更は、理事会の議決を経て定めるものとする。

附則(平成5年 10 月 14 日改定)

この規程は平成5年 10 月 14 日から施行する。

附則(平成8年2月 24 日改定)

この規程は平成8年3月1日から施行する。

附則(平成 15 年6月1日改定)

この規程は平成 15 年6月 15 日から施行する。

附則(平成 20 年3月 22 日改定)

この規程は平成 20 年7月1日から施行する。

附則(平成 25 年 1 月 27 日改定)

この規程は平成 25 年 4 月 1 日から施行する

この規程は平成 25 年 6 月 17 日から施行し、改正後の第 22 条第 3 項の規定は平成 25 年 4 月 1 日から適用する。

この規程は平成 26 年 5 月 24 日から施行し、平成 26 年 5 月 15 日から適用する。

附則(平成 28 年 1 月 23 日改定)

この規程は平成 28 年 1 月 23 日から施行する。

附則(平成 29 年 9 月 16 日改定)

この規程は平成 29 年 9 月 16 日から施行する。

立候補届出書（様式1）

（様式1）

立候補届出書

立候補者氏名 _____

私儀公益社団法人長崎県看護協会
立候補いたしますので経歴表を添付して届出をします。

候補者として

令和 年 月 日

立 候 補 者 氏 名

印

住 所

所 属 支 部 名

公益社団法人長崎県看護協会選挙管理委員長 様

（注）候補者経歴表（様式2）を必ず添付すること

候補者経歴表（様式2）

（様式2）

候補者経歴表

（令和 年 月 日）

ふりがな

1. 氏 名 _____

及び生年月日 _____

2. 現 住 所 _____

3. 所 属 支 部 名 _____

4. 略 歴

(イ) 最終卒業学校名 _____

及び卒業年月日 _____

(ロ) 保健師 助産師 看護師 准看護師 _____

免許取得 年 月 日 (第 _____ 号)

(ハ) 職 歴

(ニ) 公 職 歴

推薦者名簿

令和 年 月 日

下記の者（会員）は、_____氏を_____候補者として推薦いたします。

No.	氏 名	印	勤 務 先
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			

推薦届出書（様式4）

（様式4）

推 薦 届 出 書

被推薦者氏名 _____

上記の者を公益社団法人長崎県看護協会 候補者として
推薦いたしたく候補者の承諾書及び経歴表を添付してお届けいたします。

令和 年 月 日

推 薦 者 氏 名 印

住 所

所 属 支 部 名

公益社団法人長崎県看護協会 推薦委員会委員長 様

（注）① 推薦者は、代表者1人だけ推薦届出書に記入し、他何人とし、2人目からは一覧用紙を作成し、必要事項（推薦者名・住所・所属支部名・押印）を記載し、添付してもよい。

② 候補者承諾書（様式5）及び経歴表（様式2）を必ず添付すること。

承諾書（様式5）

（様式5）

承 諾 書

候補者氏名 _____

私儀公益社団法人長崎県看護協会
推薦されることを承諾いたします。

候補者として

令和 年 月 日

候 補 者 氏 名

印

住 所

所 属 支 部 名

公益社団法人長崎県看護協会 推薦委員会委員長 様

立候補辞退届出書（様式 6）

（様式 6）

立候補辞退届出書

立候補者氏名 _____

私儀公益社団法人長崎県看護協会の 候補者として立候補
届出書を提出いたしましたが、都合により辞退いたしますのでお届けします。

令和 年 月 日

立 候 補 者 氏 名

印

住 所

所 属 支 部 名

公益社団法人長崎県看護協会選挙管理委員長 様

候補者推薦取下届出書（様式7）

（様式7）

候補者推薦取下届出書

被推薦者氏名 _____

上記の者を公益社団法人長崎県看護協会 候補者選挙の候補者
として推薦いたしましたが、都合により取下げますのでお届けいたします。
なお、被推薦者の承諾を得ていることを申し添えます。

令和 年 月 日

推 薦 者 氏 名

印

住 所

所 属 支 部 名

公益社団法人長崎県看護協会 推薦委員会委員長 様